

新	旧																																													
<p>投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議</p> <p>この委員会決議は、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に基づき自主規制委員会が委任された第8条、第14条に規定する運用報告書及び第16条第3項並びに第16条の2第3項に規定する月次開示に係る表示事項の様式及び表示要領を定める。</p> <p>1 規則第 8 条に規定する運用報告書に係る表示事項の様式及び表示要領は、別表 1 とする。</p> <p>別表 1</p> <p>(3) 分配原資の内訳</p> <p><u>イ. 表示例</u></p> <p>計算期間が 6 ヶ月未満のファンド（毎月決算の例）</p> <p style="text-align: right;">(単位：円、1 口当たり・税引前)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;"></th> <th style="width:10%;">○期</th> <th style="width:10%;">○期</th> <th style="width:10%;">○期</th> <th style="width:10%;">○期</th> <th style="width:10%;">○期</th> <th style="width:10%;">○期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期分配金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 当期の収益</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 当期の収益以外</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>翌期繰越分配対象額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>計算期間が 6 ヶ月以上のファンド（1 年決算の例）</p> <p style="text-align: right;">(単位：円、1 口当たり・税引前)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:80%;"></th> <th style="width:20%;">○期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期分配金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 当期の収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 当期の収益以外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>翌期繰越分配対象額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ロ. 表示上の留意事項</u></p> <p>(イ) 当該運用報告書作成対象期間中の各計算期間の状況を区分して記載するものと</p>		○期	○期	○期	○期	○期	○期	当期分配金							当期の収益							当期の収益以外							翌期繰越分配対象額								○期	当期分配金		当期の収益		当期の収益以外		翌期繰越分配対象額		<p>投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>
	○期	○期	○期	○期	○期	○期																																								
当期分配金																																														
当期の収益																																														
当期の収益以外																																														
翌期繰越分配対象額																																														
	○期																																													
当期分配金																																														
当期の収益																																														
当期の収益以外																																														
翌期繰越分配対象額																																														

新	旧
<p>する。</p> <p>(ロ) 表示は1口(元本1口1円以下のものについては、基準価額表示単位。以下同じ。)当たりとする。</p> <p>(ハ) 「当期の収益」は、「経費控除後の配当等収益」と「経費控除後・繰越欠損補填後の売買益(含、評価益)」から、それぞれ当期の分配に充当した額の合計を表示するものとする。</p> <p>(ニ) 「当期の収益以外」は、「分配準備積立金」と「収益調整金」から、それぞれ当期の分配に充当した額の合計を表示するものとする。</p> <p>(ホ) 「当期の収益」及び「当期の収益以外」の算出に当たっては、1口当たりで小数点以下の値がある場合には、小数点以下の値を含んで合算し、合算した額については、小数点以下を切り捨てるものとする。</p> <p>なお、該当欄に数値がない場合は、「-」で表示し、小数点以下のみの数値の場合は、「0」と表示するものとする。</p> <p>また、「当期の収益」及び「当期の収益以外」は、小数点以下を切り捨てて表示していることから、合計した額が「当期分配金」と一致しない場合はその旨を注記として表示するものとする。なお、一致している場合も注記を記載することを妨げない。</p> <p>(ヘ) 「翌期繰越分配対象額」は、「当期の収益分配可能額」から、「当期の分配金額」を差し引いた額を表示するものとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>附則</p> <p>1. この改正は、平成24年6月1日より実施し、実施日以降、決算の到来する投資信託の運用報告書から適用する。</p> <p>2. 前記1.にかかわらず、正会員が当該実施日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。</p>	<p>(同 左)</p>